第八十八号議案

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

出 者 東京都知事 小 池 百

合

子

提

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例

東京消防 庁職員定数条例 (昭和二十七年東京都条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

「一八、二三八人」を「一八、二三三人」に改め、

同表消;

防吏員以外の消

防職

員の項中

四三三

を「四二二人」に改め、 同表計の項中「一八、六六一人」を「一八、六五五人」 に改める。

附則に次の一項を加える。

第三項の

表消防吏員

の項中

4 十二人以内につい 令和四 年四 月一 ては、 日から令和十五年三月三十一 毎年度予算の範囲内で、 日まで 定数外とすることができる 0) 間は、 初任 教 養 のため、 消防学 校に入校中 の消防吏員のうち二百七

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

消防職員の定数を改める必要がある。

第八 十 八号議案 東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例